国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

共に北海道の未来を創る
第9期北海道総合開発計画

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和８年11月24日
札幌開発建設部
札幌市

国道５号創成川通（都心アクセス道路）「冬期の道路交通確保」に国と札幌市が連携して取り組みます

冬の積雪期において、札幌開発建設部と札幌市が都心アクセス道路事業による冬期の道路交通への影響を軽減するため、国道５号通行規制期間中は以下の取組みを連携して実施します。
なお、道路をご利用の皆様におかれましては、引き続き交通の分散や公共交通機関の利用等にご協力をお願いいたします。

① 国道５号創成川通　北10条交差点～北５条・手稲通交差点まで（別紙参照　図－１、２）
・工事規制区間内において除雪後の雪山により車道が狭くなることを避けるため、**創成川を埋めて造成した土地（迂回路予定地）へ雪を置くことにより車道を２車線以上確保**します。

② 国道５号創成川通　環状通交差点～国道12号交差点まで（別紙参照　図－１、３）
・工事規制区間手前の交差点において、通行車両の迂回を円滑にするため、**交差点手前約30m区間の車道は常時通行できるよう除雪を実施**します。

③ 国道５号創成川通　宮の森・北24条交差点～国道12号交差点まで（別紙参照　図－１、４）
・**交差点周辺の雪山の高さを例年よりも低く管理**することで円滑な交通を確保します。
（別紙　図－１「〇」の付いている交差点６箇所を対象）

※令和８年12月下旬頃～令和９年２月下旬頃は工事による車線規制を解除する予定です。
※令和９年２月下旬頃に車線規制を再開予定のため、改めてお知らせします。

【創成川通　都心アクセス道路に関する情報発信】
工事の進捗状況や交通規制情報は下記の特設サイト及びＳＮＳ等をご確認ください。

特設サイト　公式X　公式 Facebook　札幌駅周辺工事交通規制情報ポータル

【問合せ先】
〇国道に関すること
国土交通省　北海道開発局　札幌開発建設部
道路計画課長　小林　暁（電話番号011-611-0239）
〇市道に関すること
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部長　松本　一城（電話番号 011-211-2275）

国道５号創成川通（都心アクセス道路）
「冬期の道路交通確保」に向けた国と札幌市が連携した取組

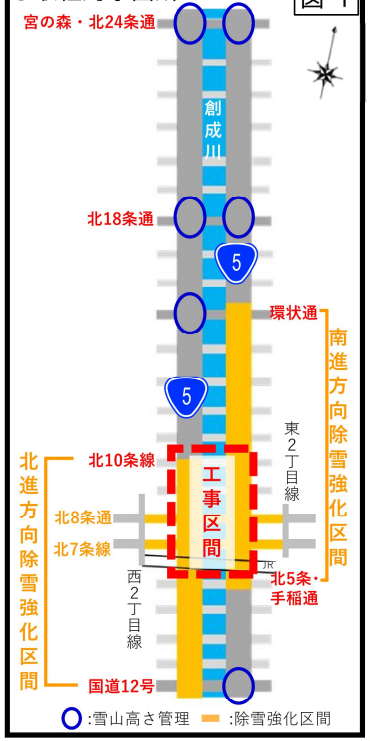
別紙

冬の積雪期において、札幌開発建設部と札幌市が都心アクセス道路事業による冬期の道路交通への影響を軽減するため、国道5号通行規制期間中は以下の取組みを連携して実施します。

国道5号創成川通の除雪方針

	令和8年			令和9年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
除雪方針		**除雪強化**		平年の除雪		**除雪強化**	
工事内容	10/20 北7条橋撤去工事 ※概ね2ヶ月程度			年末年始	2/4 2/11 さっぽろ雪まつり	北8条橋撤去工事	
通行規制	国道５号 車線規制、北７条線 通行止			通行規制解除（国道、市道）		国道５号、北８条通 車線規制	

○取組対象箇所 図-1



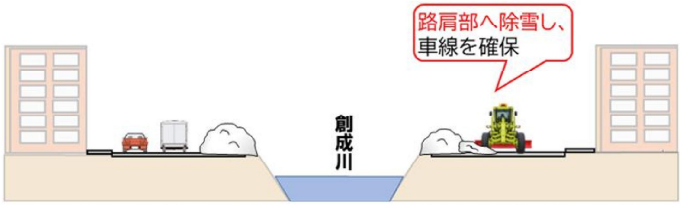
今冬の除雪（国道通行規制実施時） 図-2

○工事区間

※国道5号の除雪イメージであり、実際の状況は降雪状況等により異なる場合があります。

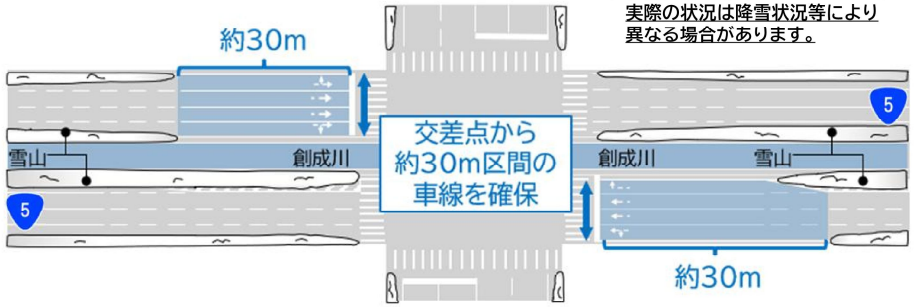


（参考）平年の除雪と今冬の除雪（通行規制未実施時）



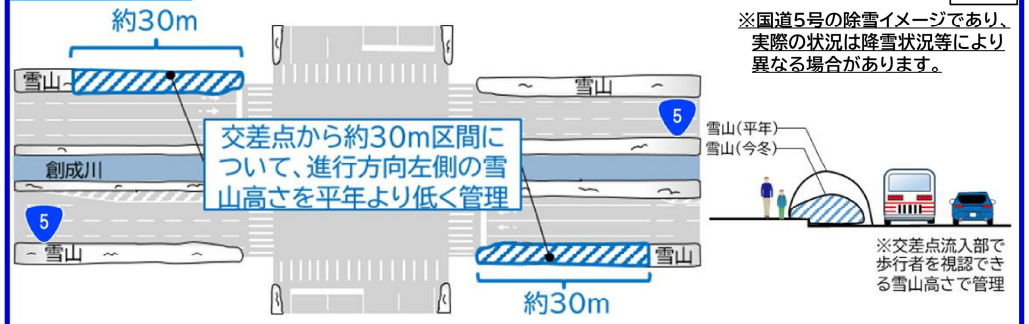
○除雪強化区間 図-3

※国道5号の除雪イメージであり、実際の状況は降雪状況等により異なる場合があります。



○雪山高さ管理 ※対象交差点 宮の森・北24条通、北18条通、環状通、国道12号 図-4

※国道5号の除雪イメージであり、実際の状況は降雪状況等により異なる場合があります。



札幌開発建設部と札幌市の連携した取組

- ○ 北7条線及び北8条通の東2丁目線と西2丁目線間について、車線規制区間は、開発局（創成川通工事）、規制区間外は札幌市で連携して除雪を実施。
- ○ 創成川通×市道等の主な交差点において、国・市が適宜連絡を取りつつ、交通状況や積雪状況を踏まえ除雪を実施。
- ○ 札幌市公式LINE等により、沿道からの雪出し規制の呼びかけ。
- ○ 札幌開発建設部と札幌市が連絡体制を強化し、安全で円滑な交通環境の確保に向けて路面状況や交通状況に応じた除雪を実施。